

1. 埼玉工業大学学則

第1章 総則

(目的)

- 第1条** 埼玉工業大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学は、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に学部規程で定め、公表する。

第2章 構成

(組織)

第2条 本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程 システム工学専攻 電子工学専攻 応用化学専攻

博士後期課程 システム工学専攻 電子工学専攻 応用化学専攻

大学院人間社会研究科

修士課程 情報社会専攻

心理学専攻

工学部

機械工学科 生命環境化学科 情報システム学科

人間社会学部

情報社会学科 心理学科

- 2 大学院については、埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第3条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

工学部

学 科	入学定員	収容定員
機械工学科	110名	440名
生命環境化学科	80名	320名
情報システム学科	120名	480名
計	310名	1,240名

人間社会学部

学 科	入学定員	収容定員
情報社会学科	110名	440名
心理学科	80名	320名
計	190名	760名

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第4条 修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、これを次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年の3月31日まで

ただし、必要があるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
 - 三 創立記念日 1月10日
 - 四 春期休業日 3月20日から3月31日まで
 - 五 夏期休業日 8月8日から9月11日まで
 - 六 冬期休業日 12月27日から翌年1月4日まで
- ただし、特別の必要があるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 工学部又は人間社会学部(以下「学部」という。)の各学科における授業科目及び単位数は、埼玉工業大学工学部規程(以下「工学部規程」という。)又は埼玉工業大学人間社会学部規程(以下「人間社会学部規程」という。)の定めるところによる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 工学部長又は人間社会学部長(以下「学部長」という。)は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第11条 前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修の方法)

第12条 学生は、授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに、当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 前項の授業科目の届出は、原則として、1年を通じて50単位を超えない範囲内において、各学部が定めるものとする。

ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、当該学部長の許可を得て、その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることがある。

- 3 学生は、届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 4 本条に定めるもののほか、履修に関する事項は、別に定める。

第6章 試験及び成績

(単位の認定)

第13条 各授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。ただし、第11条第3号の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(次条の規定により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生の単位認定)

第17条 学部長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第13条の規定を準用する。

(試験)

第18条 試験は、筆記試験、口述試問、論文その他とし、その方法については、各授業科目の担当教員が、これを定める。

(試験の時期)

第19条 試験は、毎学年末又は毎学期末に行う。

2 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第20条 追試験及び再試験は、次の各項に掲げる者を対象として、工学部規程又は人間社会学部規程の定めるところにより行うことがある。

2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した者を対象とする。

3 再試験は、試験の結果、単位を認定されなかった者を対象とする。

(成績)

第21条 試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

2 学生が、他の大学等における授業科目の履修において修得した成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第22条 本学を卒業するための要件は、4年以上在学し、この学則及び附属規程の定めに基づいて、所定の授

業科目のうちから124単位以上を修得しなければならない。ただし、工学部機械工学科については、126単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として、前項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、当該学部の教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき、その卒業を認めることがある。

3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（学位記の授与）

第23条 前条の規定により、所定の単位を修得した者には、学位記を授与する。

（学士の学位の授与）

第24条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位には専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 一 | 工学部を卒業した者 | 工学 |
| 二 | 人間社会学部情報社会学科を卒業した者 | 教養学 |
| 三 | 人間社会学部心理学科を卒業した者 | 心理学 |

第8章 入学、再入学、転入学、編入学、転学、休学及び退学等

（入学時期）

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、当該学部の教授会の議を経て、10月に入学させることができる。

（入学資格）

第26条 本学に入学の資格ある者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第27条 入学志願者は、指定日までに本学所定の入学願書、出身高等学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書に、所定の入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 高等学校卒業者以外の入学志願者は、本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

（入学試験）

第28条 学長は、入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することがある。

3 外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は、それぞれの状況に応じて行う。

4 本条に定めるもののほか、入学試験に必要な事項は、その都度公示する。

（入学手続）

第29条 試験に合格した者は、指定された期日までに、別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

2 正当な理由がなく、前項の手続を行わない者は、入学を許可しない。

(保証人)

第30条 前条の誓約書には、保証人2名の連署を必要とする。

2 第1保証人は、父母又はこれに準ずる者とし、第2保証人は、成人の者で、かつ、独立の生計を営み、確実に保証人としての責務を果し得る者とする。

(保証人の責務)

第31条 保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し、保証するものとし、学生の在学中一切の責任を負わなければならない。

(保証人の変更)

第32条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(保証人の異動)

第33条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(再入学)

第34条 退学を申し出て許可された者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、第54条第4号に定める行方不明の場合を除き、懲戒により退学した者又は除籍された者については、この限りでない。

2 再入学者の在学年数は、既に履修した授業科目、単位数及び在学期間等を考慮して、これを定める。

(転入学)

第35条 他の大学から本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、当該大学において履修した授業科目及び単位数について、その一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し、相当の学年に転入学させることがある。

2 転入学者の在学年数は、既に履修した授業科目及び在学期間等を考慮してこれを定める。

(編入学)

第36条 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業し、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了し、本学に編入学を志願する者に対しては、前条の第1項の規定を準用し、選考の上、本学の相当学年に編入学を許可することがある。

2 編入学者の在学年数は、前条第2項の規定を準用する。

(転学)

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の上、願い出なければならない。

(転学部及び転学科)

第38条 専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には、別に定めるところによりこれを許可することがある。

(休学)

第39条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き2か月以上学修できない者は、その事由を記し、保証人連署で願い出の上、休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 健康上、学修することが不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

4 休学の期間は、卒業要件としての在学年数に加算しない。

(休学期間)

第40条 休学期間は、1年以下とする。ただし、特別な事情があるときは、引き続き1年以内に限って、休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(復学)

第41条 休学者の復学する時期は、毎学期初めとする。ただし、休学の事由が消滅したときは、休学期間を中

断して復学することができる。

2 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で願い出なければならない。
(退学)

第42条 病気その他の事由により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で願い出なければならない。
ない。

第9章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金
(入学検定料)

第43条 本学に入学を志願する者は、別表Ⅰに掲げる入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる事由によっても返還しない。

(入学金)

第44条 入学金は、別表Ⅰに掲げるとおりとする。

2 既納の入学金は、別に定めるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費)

第45条 授業料その他の学費は、別表Ⅰに掲げるとおりとする。

2 既納の学費は、別に定めあるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費の納入期日)

第46条 学費は、毎学年の所定の期日までに、その年額を納付しなければならない。

2 授業料は、願い出により2期に分納することができる。

(休学者の学費)

第47条 休学者の学費は、別に定めるところにより、その一部を免除することがある。

(退学者の学費)

第48条 退学する者は、退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

(転学者の学費)

第49条 転学する者は、転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

(停学者の学費)

第50条 停学中の学生は、その期間中といえども、授業料その他の学費を納付しなければならない。

(再試験の受験料)

第51条 再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納付しなければならない。

第10章 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、これを表彰することがある。

- 一 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
- 二 善行特に顕著な者
- 三 本学の名声を高める行為があつた者

(懲戒)

第53条 学長は、学生が本学の定める諸規定に背き、又は学生の本分に反する行為のあつた者に対して、懲戒を行う。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前項に準ずる者で、より軽微な者は、その程度に応じ、停学又は訓告とする。

5 懲戒は、教授会の議に基づき、学長が決定する。

第11章 除籍

(除籍)

第54条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍する。

- 一 正当の事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- 二 正当の事由なく、履修届を提出しない者
- 三 規定の在学年数を超えた者
- 四 死亡又は行方不明の届け出があった者

第12章 職員組織

(職員)

第55条 各学部に必要な職員を置く。

学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他の職員

(教育職員の職務)

第56条 教育職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第13章 教授会

(教授会)

第57条 各学部に必要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学長又は副学長が行う。この場合において、学部長の代行者がいるときは、この限りでない。
- 3 学部長は、教授会構成員の3分の2以上から、議題が提示され要求されたときは、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。
- 4 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。
- 5 議事は、出席した教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の2以上の賛同があったときは、当該事項について、前3項の規定と異なった手続により、議事を行うことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、教授をもって構成する。

- 2 教授会は、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 教授会は、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(教授会の審議事項)

第59条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 当該学部の教授、准教授、講師、助教又は助手の人事に関する事項
- 二 この学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- 三 当該学部の教育課程及び授業に関する事項
- 四 当該学部の学生の入学・退学・転学・休学・除籍・卒業等学籍に関する事項
- 五 当該学部の学生の賞罰に関する事項
- 六 当該学部の学生の厚生補導に関する事項
- 七 当該学部の教員の研究等に関する事項
- 八 その他当該学部の教育及び研究に関して学部長の諮問した事項

第14章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生の授業科目の履修)

第60条 学部長は、第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから、学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第61条 学長は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから、学部において特定の事項について研究する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第62条 科目等履修生又は研究生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

2 科目等履修生及び研究生の納付金は、別表Ⅱに示すとおりとする。

第15章 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの(以下「外国人留学生」という。)が、本学に留学を願い出たときは、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第64条 外国人留学生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

第16章 教員の免許状

(教員の免許状)

第65条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科に関する授業科目及び教職に関する授業科目の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第66条 開設する授業科目、単位数及び履修に関する事項は、各学部規程で定める。

(教職授業料)

第67条 教職授業料は、別表Ⅰに示すとおりとする。

(免許状の種類)

第68条 第65条及び第66条の所要条件を満たした卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

工学部

機械工学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	工業
生命環境化学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	理科
	高等学校教諭1種免許状	理科
情報システム学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	数学
	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	数学
	高等学校教諭1種免許状	情報
	高等学校教諭1種免許状	工業

人間社会学部

情報社会学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	社会
	高等学校教諭1種免許状	地歴
	高等学校教諭1種免許状	公民
	高等学校教諭1種免許状	情報
心理学科を卒業した者	高等学校教諭1種免許状	公民

第17章 学則の変更

(学則の変更)

第69条 この学則の変更は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、昭和51年4月1日から施行する

附則 この学則は、昭和51年11月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和52年10月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和54年12月5日から施行する。

附則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和55年7月18日から施行する。

附則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、第4条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりとする。

	56年	57年	58年	59年
機械工学科	260名	280名	300名	320名
環境工学科	200名	240名	280名	320名
電子工学科	200名	240名	280名	320名
計	660名	760名	860名	960名

4年後本学則数にもどる。

附則 この学則は、昭和56年9月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和60年10月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条にかかわらず平成2年度から平成10年度までの入学定員は次のとおりとする。

学科	定員
機械工学科	100名
環境工学科	100名
電子工学科	100名
計	300名

附則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成3年12月9日から施行する。

附則 1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第10条・第11条・第18条については、平成4年度以降の入学者に適用し、平成3年度以前の入学者は、なお従前の学則条項によるものとする。

2. 平成4年度から平成11年度までの入学定員は、本学則第4条及び平成2年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成4年度から平成10年度までの入学定員

機械工学科	160名
環境工学科	160名
電子工学科	160名
計	480名

(2) 平成11年度の入学定員

機械工学科	140名
環境工学科	140名
電子工学科	140名
計	420名

附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項の別表Iについては、平成8年度以降の入学者に適用し、平成7年度以前の入学者は従前のおりとする。

附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2. 平成11年度の入学定員は、本学則第4条及び平成4年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

機械工学科	160名
応用化学科	160名
電子工学科	160名
計	480名

3. 第10条第2項の別表Iについては、平成11年度以降の入学者に適用し、平成10年度以前の入学者は従前のおりとする。

附則 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	12年度	13年度	14年度	15年度
機械工学科	152名	144名	136名	128名
応用化学科	152名	144名	136名	128名
電子工学科	152名	144名	136名	128名
計	456名	432名	408名	384名

収容定員

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
機械工学科	632名	616名	592名	560名	528名	504名	488名
応用化学科	632名	616名	592名	560名	528名	504名	488名
電子工学科	632名	616名	592名	560名	528名	504名	488名
計	1,896名	1,848名	1,776名	1,680名	1,584名	1,512名	1,464名

2. 第22条第2項については、平成12年度の入学者から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については、平成13年度以降の入学者に適用し、平成12年度以前の入学者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き、従前のおりとする。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	14年度	15年度	16年度
機械工学科	96名	88名	80名
応用化学科	96名	88名	80名
電子工学科	96名	88名	80名
情報工学科	80名	80名	80名
計	368名	344名	320名

収容定員

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
機械工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
応用化学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
電子工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
情報工学科	80名	160名	240名	320名	320名	320名
計	1,736名	1,600名	1,464名	1,352名	1,304名	1,280名

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 第68条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成21年度から平成24年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
機械工学科	260名	240名	240名	240名
生命環境化学科	240名	320名	320名	320名
情報システム学科	350名	460名	450名	440名
ヒューマン・ロボット学科	180名	240名	240名	240名
応用化学科	80名			
電子工学科	80名			
情報工学科	80名			
計	1,270名	1,260名	1,250名	1,240名

人間社会学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
情報社会学科	475名	460名	450名	440名
心理学科	325名	320名	320名	320名
計	800名	780名	770名	760名

- 附則 1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、第3条にかかわらず、平成23年度から平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
機械工学科	290名	340名	390名	440名
生命環境化学科	320名	320名	320名	320名
情報システム学科	460名	460名	470名	480名
ヒューマン・ロボット学科	180名	120名	60名	
計	1250名	1240名	1240名	1240名

人間社会学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
情報社会学科	450名	440名	440名	440名
心理学科	320名	320名	320名	320名
計	770名	760名	760名	760名

2. 第22条第1項ただし書きについては、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のおりとする。
3. 第68条の規定については、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のおりとする。

(埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科は、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表 I

納 付 金

1. 入学検定料 金 30,000円 (平成2年度入学生より適用する)
 金 15,000円 (大学入試センター試験の成績をもとに、入学を志願する者で、平成11年度入学者より適用する)
 金 10,000円 (奨学生入学試験を受験する者で、平成19年度入学者より適用する)

2. 入学金及び学費

[工学部 機械工学科, 情報システム学科]

費 目	金 額	備 考
1 入 学 金	250,000円	入学時 平成4年度以降入学した学生に適用する。
2 学 費 (1) 授 業 料	1,290,000円	平成15年度以降入学した学生に適用する。ただし、年 額 3年目以降在学時から1,320,000円とする。
(2) 卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 平成4年度以降入学した学生に適用する。ただし、情報システム学科の学生が卒業研究Ⅱのみ履修するときは、半期当たり50,000円とする。
(2) 卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 平成23年度以降入学した学生に適用する。ただし、卒業研究Ⅱのみ履修するときは、半期当たり50,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生学生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生学生にかかる額と同額とする。3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の授業料の他に卒業研究費を納付しなければならない。

[工学部 生命環境化学科]

費 目	金 額	備 考
1 入 学 金	250,000円	入学時 平成4年度以降入学した学生に適用する。
2 学 費 (1) 授 業 料	1,290,000円	平成15年度以降入学した学生に適用する。ただし、年 額 3年目以降在学時から1,320,000円とする。
(2) 調査研究・卒業研究費	100,000円	調査研究着手時 平成14年度以降入学した学生に適用する。ただし、卒業研究のみ履修するときは、半期当り50,000円とする。

	(2) 卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 平成22年度以降入学した学生に適用する。ただし、卒業研究Ⅱのみ履修するときは、半期当たり50,000円とする。
--	-----------	----------	--

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生にかかると同額とし、入学金の額は、新入学生にかかると同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生にかかると同額とする。

3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の授業料の他に調査研究・卒業研究費を納付しなければならない。

[人間社会学部 情報社会学科]

費 目	金 額	備 考	
1	入 学 金	250,000円	入学時 平成14年度以降入学した学生に適用する。
2	学 費 授 業 料	1,140,000円	平成14年度以降入学した学生に適用する。ただし、 年 額 3年目以降在学時から1,170,000円とする。

[人間社会学部 心理学科]

費 目	金 額	備 考	
1	入 学 金	250,000円	入学時 平成14年度以降入学した学生に適用する。
2	学 費 授 業 料	1,140,000円	平成14年度以降入学した学生に適用する。ただし、 年 額 2年目在学時は1,190,000円、3年目在学時以降は 1,220,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生にかかると同額とし、入学金の額は、新入学生にかかると同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生にかかると同額とする。

3. 教職授業料

[平成18年度～19年度の教職課程登録者]

費 目	金 額	備 考
教職授業料	25,000円	教職課程登録時（免許1教科）
	5,000円	同校種の免許教科を1教科追加時
	10,000円	別校種の免許を1免許追加時
	10,000円	中1種免許登録者 3年次（介護等体験経費）

[平成20年度以降の教職課程登録者]

費 目	金 額	備 考
教職授業料	25,000円	教職課程登録時（免許1教科）
	5,000円	同校種の免許教科を1教科追加時
	10,000円	別校種の免許を1免許追加時
	10,000円	中1種免登録者 介護等体験申込時（介護等体験経費）

別表Ⅱ

研究生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 研 究 生

費 目		金 額	備 考
1	入 学 料	30,000円	入 学 時
2	学 費 授 業 料	30,000円	月 額

ただし、本学卒業生の場合は、入学料を免除し、授業料は、20,000円とする。

科目等履修生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 科目等履修生

費 目		金 額	備 考
1	入 学 料	30,000円	入 学 時
2	学 費 授 業 料	15,000円	1 単 位

1. ただし、本学卒業生の場合は、入学料を免除し、1単位あたりの授業料は半額とする。

2. 本学大学院に在籍する学生が、研究指導教員の指示により、学部授業科目を履修するときは授業料を免除する。

2. 埼玉工業大学人間社会学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学人間社会学部（以下「人間社会学部」という。）において定めると規定されている事項及び人間社会学部において必要と認める事項について定める。

2 人間社会学部における教育研究上の目的、教育課程、試験、入学及び卒業等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育組織)

第2条 人間社会学部に情報社会学科及び心理学科を置く。

2 情報社会学科に次のコースを設ける。

ネットワーク社会コース
文化コミュニケーションコース
デジタル表現コース

3 心理学科に次のコースを設ける。

心理キャリアコース
心理教養コース

(学部、学科、コースの目的)

第2条の2 人間社会学部は、教養科目並びに専門科目（基礎科目、基幹科目、展開科目）に関する教育・研究を通して、幅広い視野を持ち専門分野を深く探求し、知的・道徳的に優れた能力を兼ね備えた人格を育成し、社会の発展に貢献する人材を養成するとともに、教職課程の教育も行うことを目的とする。

2 情報社会学科は、情報社会に関する基礎的知識、専門的知識を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

情報社会学科の各コースの目的は次のとおりとする。

- 一 ネットワーク社会コースは、法律・経済・経営・会計・情報システムに関する教育・研究を通して、社会組織の中核を担う人材を養成することを目的とする。
- 二 文化コミュニケーションコースは、言語・文化・歴史・宗教に関する教育・研究を通して、文化間の対話に貢献する人材を養成することを目的とする。
- 三 デジタル表現コースは、映像・音楽・デザインに関する教育・研究を通して、人間性豊かな社会の創造に貢献する人材を養成することを目的とする。

3 心理学科は、人間の心を科学的に解明する教育・研究を通して、人間の心を深く理解し、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

心理学科の2コースの目的は次のとおりとする。

- 一 心理キャリアコースは、心理学の基礎と応用を深く学び、心理学に関わる専門職に就く人材を養成することを目的とする。
- 二 心理教養コースは、心理学の知識に併せて社会人として必要な心理学的技能を学び、広く社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(学科の科長)

第3条 各学科に学科長を置く。

2 各学科の専任教員で構成する会議（以下「学科会議」という。）において各学科の教授のうちから学科長候補者を選出する。

3 学科長は、学科の事務を処理する。

4 学科長は、学科会議を招集し、議長となる。

5 学科長の任期は2年とする。ただし、学科長が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。

6 学科長に事故あるときは、当該学科に属する教授で先任の教授がその事務を代行する。ただし、教授の就任時期が同一のときは、年長者とする。

7 その他学科において必要な事項は、学科会議の議を経て、人間社会学部学部長（以下「学部長」という。）が定める。

（学科長会議）

第4条 学部長のもとに、学科長会議を置く。

- 2 学科長会議は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。
- 3 学部長は、学科長会議を招集し、議長となる。
- 4 学科長会議は、別に定める学科長会議の事務を行う。

（特別委員会）

第5条 学部長のもとに、次の特別委員会を置く。

- 一 人事委員会
- 二 自己点検・評価委員会
- 三 FD委員会
- 2 特別委員会は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。
- 3 学部長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、学部長は、人事委員会については、教授のうちから、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。また、自己点検・評価委員会については、教授のうちから、委員長を指名し、その事務を代行させることができる。
- 4 学部長は、前各号のほか、常置又は臨時の特別委員会を設置することができる。
- 5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、学部長が定める。
- 6 特別委員会の規程は、別に定める。

（各種委員会）

第6条 人間社会学部教授会（以下「教授会」という。）のもとに、次の各種委員会を置く。

- 一 入学試験委員会
- 二 教務委員会
- 三 学生委員会
- 四 図書・紀要委員会
- 五 施設委員会
- 六 就職委員会
- 七 広報委員会
- 八 情報委員会
- 2 各種委員会は、別に定める委員会の事務を行うとともに、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。
- 3 学部長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び人間社会研究科規程又は埼玉工業大学工学部規程に定める委員会と提携し、又は人間社会学部の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の事務を行わせることができる。
- 4 各種委員会の委員長は、教授のうちから、学部長が指名する。
- 5 各種委員会の委員は、各学科に属する専任教員のうちから、互選された者をもって構成する。
- 6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。
- 7 学部長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。
- 8 各種委員会の任務並びに委員及びその任期は、学部長が定める。
- 9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。
- 10 前項ただし書きにおいて、採決が3分の2に至らなかった場合において、学部長が必要と認めるときは、議事にかかる議題を教授会に提案することができる。

（任命権者）

第7条 第3条、第5条及び第6条にかかわる任命は、次の各号のとおりとする。

- 一 学科長については、学部長及び学長の推薦に基づき、理事長が行う。
- 二 特別委員会及び各種委員会の委員長については、学部長の推薦に基づき、学長が行う。
- 三 特別委員会及び各種委員会の副委員長及び委員については、学部長が行う。

(任期の特例)

第8条 学部長並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学年及び学期等)

第9条 学部長は、学則第25条ただし書きに掲げる学年及び同第6条ただし書きに掲げる学期について、特に必要と認めるときは、教授会の議を経て、定めることができる。

(授業期間及び休業日の特例)

第10条 学部長は、学則第7条に掲げる授業期間を変更し、又は同第8条ただし書きに掲げる臨時の休業日を設け、若しくは休業日に授業を行うときは、教授会の議を経て、定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、人間社会学部学生便覧に明示する。

(教育課程)

第11条 各学科の授業科目及びその単位数については、別表Ⅰ及び履修細則の定めるところによる。ただし、授業科目の内容及び履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(履修方法)

第12条 学生は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て許可を受けなければならない。

2 履修登録が可能な単位数の上限は年間50単位とする。ただし、教職の単位は含まない。

(教育方法の特例)

第13条 学則第10条第2項に定める教育方法の特例については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は報告書等により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、学部長が指名する教員が行う。

(追試験)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、学部長に願い出ることができる。

2 学部長は、教授会の議に基づき追試験を行うものとする。

(再試験)

第16条 学生が、定期試験において、単位認定に必要な評価点に達しなかった科目について、再試験を願い出ることができる。

2 学部長は、教授会の議に基づき再試験を行うものとする。

(卒業の要件)

第17条 人間社会学部を卒業するための要件は、4年以上在学し、学則及び附属規程の定めに基づいて、教養科目及び専門科目のうちから124単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として、前項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議に基づき、その卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることがある。

3 前項に定める早期卒業の認定の基準は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、国公立大学の大学院に入学を許可された者は、教授会の議に基づき、早期卒業を認めることがある。

(入学志願)

第18条 入学志願者は、学則第27条に基づく書類を提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第19条 入学志願者の選考は、学則第28条の定めるところにより、教授会の議を経て、学長が行う。

(再入学)

第20条 学長は、学則第34条の規定により、退学を願い出て許可された者又は同第54条第4号の行方不明の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、教授会の議を経て、再入学を許可すること

がある。

- 2 再入学者は、退学前に所属した学科に所属するものとする。
- 3 再入学を許可された者は、退学を許可された学年に再入学するものとする。ただし、進級判定に合格した者が年度末に退学を許可されたときは、この限りでない。
- 4 再入学者の在学期間は、学部において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。
- 5 再入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転入学)

第21条 学長は、学則第35条の規定により、他の大学から本学に転入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、転入学を許可することができる。

- 2 転入学を許可された者の転入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。
- 3 転入学者の在学期間は、他大学において既に在籍した期間と合わせて8年を超えることができない。
- 4 転入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(編入学)

第22条 学長は、学則第36条の規定により、本学に編入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、編入学を許可することができる。

- 2 編入学を許可された者の編入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学部長が定める。
- 3 短期大学等の履修科目のうち42単位を包括的に各学科の教養科目として認定することができる。
- 4 他大学において既に修得した授業科目の各学科専門科目への読替えの上限は20単位とする。
- 5 前2項の履修科目の認定及び読替えは、教授会の議を経て、学部長が行う。
- 6 編入学者の在学期間は、2年次編入者は6年、3年次編入者は4年を超えることができない。
- 7 編入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転学)

第23条 学長は、他の大学へ転学を願い出た者に対しては、学則第37条の規定により、教授会の議を経て、退学を許可することができる。

(転学部及び転学科)

第24条 学部長は、学則第38条の規定により、転学部又は転学科を願い出た者に対しては、教育上支障のない限りにおいて、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、転学部又は転学科を許可することができる。

- 2 転学部又は転学科を許可された者の学年は、学部長が定める。

(留学)

第25条 学則第39条の規定は、留学のために休学することを妨げない。ただし、休学の期間は、学則第40条の定めるところによる。

(休学)

第26条 学長は、学則第39条の規定により、休学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(復学)

第27条 学長は、学則第41条の規定により、復学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(退学)

第28条 学長は、学則第42条の規定により、退学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(科目等履修生)

第29条 学部長は、学則第60条の規定により、科目等履修生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の議を経て、授業科目の履修を許可することができる。

(研究生)

第30条 学長は、学則第61条の規定により、研究生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第31条 学長は、学則第63条の規定により、外国人留学生として入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

(教職課程)

第32条 教職課程の授業科目及び単位については、別表Ⅱの定めるところによる。ただし、授業の科目の内容及び履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(人間社会学部規程の変更)

第33条 この規程の変更は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 1. この規程は、平成16年7月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

ただし、別表Ⅰの情報社会学科については、「政治学概論」、「社会学概論」の科目区分の変更及び「国際社会理解Ⅵ(欧米 イスラム諸国 アジア)」の追加は、平成15年4月1日から適用する。

2. 心理学科の「国際社会理解Ⅵ(欧米 イスラム諸国 アジア)」の追加については、平成15年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。